

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月1日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第42号

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則（平成3年大和市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請不承認決定通知書」を「ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請（現況届）不承認決定通知書」に改める。

第14条第2項ただし書中「児童扶養手当の認定を受けている者が継続して手当を受けることができる所得水準にある」を「医療証の交付を受けた者が、引き続き条例による医療費の助成を受けようとする場合であって、当該医療証の有効期限後において児童扶養手当の認定を受けている」に改める。

第18条を第19条とし、第15条から第17条までを1条ずつ繰り下げ、第14条の次に次の1条を加える。

（届出に係る審査等）

第15条 市長は、条例第8条第1項又は第2項の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、引き続き対象者であると認めるときは医療証を交付し、対象者でないと認めるときはひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請（現況届）不承認決定通知書により、当該届出をした者に通知する。

別表第2中「第17条」を「第18条」に改め、同表第3号様式の項中「ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請不承認決定通知書」を「ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請（現況届）不承認決定通知書」に改め、「第9条」の次に「及び第15条」を加え、同表第9号様式の項中「第15条」を「第16条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。